鳥取県告示第215号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先
泌尿器科	じん臓機能障害	八尾 昭久	米子市西町36-1
	ぼうこう又は直腸機能障害		鳥取大学医学部附属病院
小児科	心臓機能障害	田村 明子	鳥取市江津730
			鳥取県立中央病院
"	肢体不自由	星加 忠孝	JJ.
"	肝臓機能障害		"
II.	肢体不自由	常井 幹生	IJ.
"	11	大野 光洋	II.
整形外科		山家 健作	米子市車尾四丁目17-1
	JJ		独立行政法人国立病院機構米子
			医療センター